



東京土建国保組合の事業案内



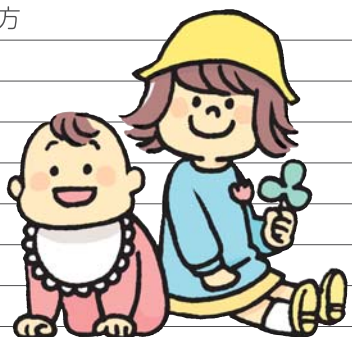
建設産業で働くみなさんと家族の健康を守り、これからも頼りにされる国保組合をめざします

2018年度の保険料区分と保険料

●医療給付費分は医療費・給付金等に使用 ●後期高齢者支援金分は後期高齢者支援金として国へ納入 ●介護保険料は介護納付金として国へ納入

●医療給付費分・後期高齢者支援金分保険料

保険料区分		保険料		後期高齢者 支援金分(再掲)
		都内居住者	都外居住者	
組合員	法人A種 法人事業所の代表者	33,100円	36,100円	7,500円
	法人B種 法人事業所の代表者のうち所得200万円超250万円以下の方	31,300円	34,300円	7,100円
	法人C種 法人事業所の代表者のうち所得200万円以下の方	27,100円	30,100円	6,100円
	第1種 個人事業所の事業主	28,100円	31,100円	6,400円
	第2種 一人親方、法人事業所の代表者以外の役員及び第1種組合員のうち所得200万円以下の方	22,700円	25,700円	5,100円
	第3種 常時または日々事業所等に雇用されている方	18,400円	21,400円	4,200円
	第4種 第3種組合員に該当する方で30歳以上35歳未満の方	18,400円	21,400円	4,200円
家族	第5種 第3種組合員に該当する方で25歳以上30歳未満の方	13,600円	16,600円	3,100円
	第6種 第3種組合員に該当する方で20歳以上25歳未満の方	11,700円	12,900円	2,700円
	第7種 第3種組合員に該当する方で20歳未満の方	11,700円	12,900円	2,700円
	成人男性 23歳以上60歳未満の方	11,700円		2,700円
	一般 18歳以上の方で成人男性以外の方	4,200円		
	高校生相当 15歳以上18歳未満の方	3,800円		
	中学生相当 12歳以上15歳未満の方	3,800円		
家族	小学生相当 7歳以上12歳未満の方	3,000円		
	幼児 3歳以上7歳未満の方	1,800円		
	乳児 3歳未満の方	1,800円		



●介護分保険料 (組合員・家族共に保険料に加算)

介護保険第2号被保険者	
40歳から64歳	2,700円

国保入院共済掛金(300円)が別途納入となります。



5人目以降の家族保険料は徴収しません。「成人男性」「一般」「高校生相当」「中学生相当」「小学生相当」「幼児」「乳児」の順で4人目まで徴収します。

介護保険以外の年齢区分は、2018年4月1日現在の満年齢で、1年間変わりません。

健診をはじめとする保健事業

今年度も、がん対策に取り組みます!

●東京土建健診

すべての組合員と19歳以上の家族の方は、充実した内容の東京土建健診が年度内に1回、自己負担なしで受けられます。支部集団健診または個別に健診契約機関で受診できます。また、かかりつけ医などの契約外の医療機関でも、特定健診の項目を受診している場合は、申請により5千円(胸部レントゲン検査を含む場合は7千円)を支給します。東京土建健診と同時にしなうオプション検査のうち、取り扱いが可能な健診契約機関で、対象年齢の方が胃がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんの検査を受ける場合、国保組合の補助額を差し引いた金額で受けることができます。



●節目健診(人間ドック)

組合員・家族の方で2018年4月1日から2019年3月31日までに「節目年齢(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳)」に該当する方は、国保補助額2万5千円(脳ドック併用の場合は5万円)を差し引いた金額の負担で、節目健診を受けることができます。

●事業所健診の健診結果提出に提供料

法人または個人事業主が健診契約機関以外で事業所健診を行ない、事業主から国保組合に加入する従業員の健診結果などが提出された場合は、一人につき3千円の提供料を支払います。

●職業病対策

健診時の胸部レントゲンの再読影や、入院セプトから職業病の可能性についての調査、専門医による「じん肺検診」などを行ないます。

●無料歯科健診

組合員・家族の方は(株)歯科健診センターと提携する全国の歯科医院で、無料の歯科健診を受けることができます。



健診の結果が出たら対応をしよう!

●個別健康サポート(特定保健指導)

東京土建健診の結果などから生活習慣病の発生のリスクが高いと思われる方には、医師、保健師、管理栄養士から、生活習慣を見直すためのサポートを受けることができます。面接などに要する費用は無料です。健診を受診して、個別健康サポートを利用・終了された方には、クオカード3,000円分を進呈しています。また、腹囲・BMIでは個別健康サポートに該当しない方で、血糖の状態が一定基準以上の方に対して、「糖尿病予防サポートプラン」を実施しています。個別健康サポートと同様に、生活習慣の見直しなどにより、糖尿病の予防を行ないます。

●糖尿病性腎症等重症化予防対策

糖尿病性腎症等で通院されている方のうち、重症化するリスクが高い方に対して、重症化を予防する保健指導を実施します。対象の方には、国保組合からお知らせ文書を送付します。

●二次受診のおすすめ

東京土建健診の結果などから、詳しい検査が必要な方に通知をお送りします。どこが悪いのか分かりやすいイラスト入りでお知らせしますので、おすすめが届いたら、ぜひ病院で詳しい検査を受けましょう。

がんでお悩みの方への相談事業

「がんでお悩みの方に対話の場を」という目的で、順天堂大学医学部・榎野興夫教授による、無料相談事業「がん哲学外来」を月に1回開催しています。(12面をご覧ください)

レジャー施設や旅行でリフレッシュ

契約レジャー施設・契約日帰り温泉施設が優待料金で利用できます。割引券は「土建国保ガイド」にトシ込んであります。東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券は、年度内一人1枚を所属の支部で配付しています。JTB、日本旅行、H.I.S.のツアー旅行が割引で利用できます。

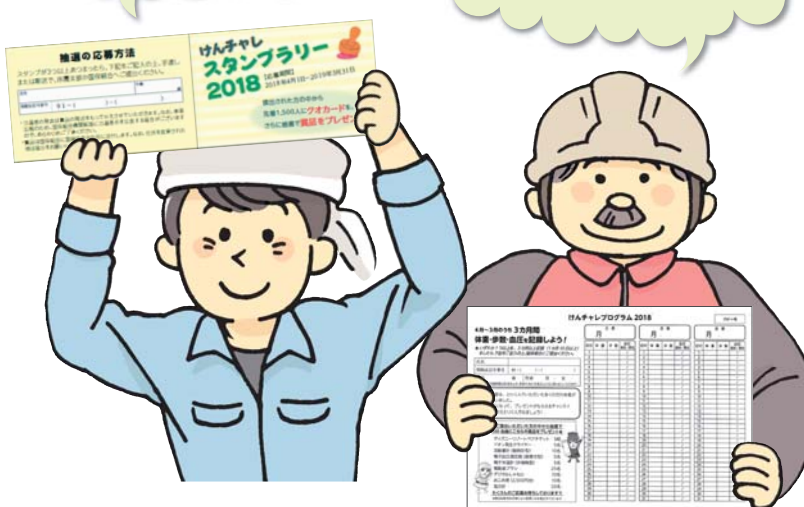
けんチャレに取り組みで、賞品をもらおう!

今年度も「けんチャレストンプラリー」「けんチャレプログラム」の取り組みを行ないます。先着1,500人の方にクオカードを、さらに抽選で賞品が当たりますので、みなさん積極的に取り組み、応募しましょう。詳しくは、「土建国保ガイド」またはホームページをご覧ください。



けんチャレストンプラリーカードは、土建国保ガイドの巻末に、とじ込まれているよ!

けんチャレプログラムの記録票は、新しい保険証が入っている封筒に入っているよ!



NEW!!

健康企業チャレンジ(事業所向けの取り組みです)

従業員の健康に配慮した経営及び健康づくりの取り組みを支援する「健康企業チャレンジ」を開始します。この取り組みに参加した事業所に対しては、国保組合の保健師等による取り組みのサポートや、インセンティブとして、指定の金融機関から事業融資の金利優遇などのメリットが受けられます。国保組合では、この事業に参加していただける事業所を募集します。

いろいろなときに利用できる 保険給付や補助金制度

※別途、支給要件があります

入院したとき

●一部負担払戻金

入院したときの一部負担金は、組合員も家族も17,500円を超えた分が払い戻されます。※17,500円までの一部負担金は、どけん共済会から支給されます。

●疾病入院給付金

組合員が連続して5日以上入院したとき、入院1日目から1日3,800円～5,400円(最高180日)が支給されます。

通院のとき

●一部負担払戻金

組合員が通院したとき、1か月に1つの医療機関等で支払った一部負担金のうち、17,500円を超えた分が払い戻されます。

※院外処方の場合は、病院と薬局それぞれで17,500円を超えた分が払い戻されます。



高額な医療費がかかるとき

●限度額適用認定証

国保組合に申請して交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までになります。入院でも通院でも使用できます。

出産したとき

●出産育児一時金

組合員・家族が出産したとき、42万円が支給されます。

●出産手当金

組合員が出産したとき、産前42日(多胎出産の場合は98日)、産後56日以内で仕事を休んでいた期間に対して、1日3,800円～5,400円が支給されます。

●出産支援金

出産手当金と同じ産前産後の休業期間の保険料相当額が補助されます。

●育児支援金 NEW!!

出産支援金を支給した、保険料区分が第3種～第7種の組合員を対象に、子が1歳になるまでの間の、育児による休業期間の保険料相当額が補助されます。

旅行に行ったとき

●宿泊旅行(国内)利用者補助金

組合員・家族が日本国内で宿泊旅行をすると、一人につき年度内1回3千円(65歳以上は5千円)が補助されます。

インフルエンザの予防接種を受けたとき

●インフルエンザ予防接種補助金

組合員・家族がインフルエンザの予防接種を受けた場合、一人につき年度内1回～2千円が補助されます。



組合員・家族が入院するときは、所属の支部にご連絡ください。入院中の負担軽減のために役立つ事業を紹介し、手続のお手伝いもします。

国保組合の事業について、くわしくは保険証(受診券)と一緒に配りした「土建国保ガイド」またはホームページをご覧ください。ご不明な点は下記までお問い合わせください。



東京土建国保

検索



保険証の手続や保険料のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・資格課 (03-5348-2988)

入院したときの給付制度、宿泊旅行などの補助金のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・給付課 (03-5348-2985)

健診などの保健事業のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・健康増進課 (03-5348-2982)